

香取市と有限会社ワタミファーム及び農事組合法人清里ファームとの  
水田農業の活性化に係る連携に関する協定書

香取市（以下「甲」という。）、有限会社ワタミファーム（以下「乙」という。）  
及び農事組合法人清里ファーム（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締  
結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が、それぞれの強みを生かして連携・協力し、  
水田農地の有効活用と安定的な米生産体制を構築することで、持続可能な地域農  
業の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上  
連携し、協力する。

- (1) 水田農業における担い手不足解消に関すること。
- (2) 米の生産技術支援及び担い手支援に関すること。
- (3) 香取市産米のブランド向上に関すること。
- (4) 農業を通じた食育に関すること。
- (5) その他持続可能な地域農業の推進に必要なこと。

（協定の見直し）

第3条 甲、乙又は丙のいずれかから、協定内容について変更の申し出があったと  
きは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解除）

第4条 甲、乙又は丙のいずれかから、この協定の解除を申し出る場合、解除予定  
日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解除  
できるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙又は丙は、本協定に基づく取組を実施するにあたり、相手方から知  
り得た情報について、第三者に対して開示し、または漏らしてはならない。  
ただし、事前に相手方の承諾を得た場合または法令により開示を求められた場  
合は、この限りでない。

（疑義への対応）

第6条 この協定書に定めのない事項またはこの協定に定める事項に関し疑義等が生  
じたときは、甲、乙及び丙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本協定を締結したので、その証拠として本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞ  
れ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

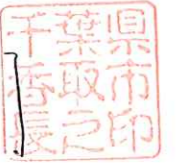
令和8年5月26日

甲 千葉県香取市佐原口2127番地

香取市

香取市長

伊藤友則



乙 東京都大田区羽田1丁目1番3号

有限会社ワタミファーム

代表取締役社長

萩野卓馬



丙 千葉県香取市白井513番地

農事組合法人清里ファーム

代表理事

齋藤勝

